

公共工事ならびに建設業にたずさわる建設業者・自治体関係者の皆さんへ

地域建設業の発展と 公契約条例の制定へ向けて

～東京土建の提案(抄)～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たち東京土建は昨年春、「地域建設業再生の第2次提案」を発表しました。私たちはこの「提案」をもとにこの一年間、各地の建設業界の方たちや自治体の契約・発注担当者、議会関係者と対話を積み重ねてきました。大筋ではご理解を広げられたと思っています。今回は「提案」の抜粋を再掲し、合わせて、ダンピング規制と業界振興・労働者保護に役立つものとして「公契約条例のひな形案」を新たに添付しました。改めてご検討いただき、ご意見をお寄せいただけるようお願い申し上げます。

2007年2月

公共工事の適正な執行に向けて、 発注者責任の明確化と適確な施工体制を

公共工事をめぐるこの間の動きは①90年代後半から大幅な減少傾向、②それに伴うダンピング受注競争激化、③一方では官製談合が社会的批判を浴び、同時に慌ただしく電子入札など、入札制度が改変、④「官から民へ」の掛け声のもとPFI等の導入が進むなど、大きな変化の過程にあります。公共工事は生活と産業基盤を造り、住環境・国土保全に欠かせず、かつ、経済波及や雇用効果にも巨大な影響をもつ分野です。東京土建は、公共性と社会性を担保した「無駄のない」建造物をめざして、市民と中小建設業者、建設労働者にとって適正な公共工事の執行に向けて提案をします。

□ 良質で健全な施工体制の確保に関わる発注当事者としての責任について いくつかの対策

- ①**品質確保** 残念ながら発注者の技術力は低下しています。設計・積算の大部分を外注化しているのが実状です。中間検査も書類と写真で済ませている場合が多々あります。自治体に技術系職員の確保は欠かせません。現場に直接出向いての監視指導を拡充する必要があります。
- ②**施工体制指導** 過度な重層下請け構造は労働条件を悪化させ現場の作業工程も複雑にし、混乱のもとです。また、下請け間の契約関係が不備な場合や指値発注も多く見られます。これらを是正せずして良質な工事は成り立ちません。

- ③**労働条件等への関与** 公共工事の労務費は国が定める「公共工事設計労務単価」により地域別・職種別に積算されています。これは決して高いものでなく9年間も下落し続けています。しかし現場労働者はその金額よりもっと低い賃金しか得ていません。特に公共工事の方が民間工事よりも低い賃金であることが私たちの調査で明らかになっています(1日500円程度の差)。せめて積算並の賃金確保は建設労働者の切実な願いです。
- ④**法令遵守の指導** (入契法・建設業法・労働諸法) 建設業は重層下請けであるがために商法とは別に建設業法が制定され元請責任と下請け保護が強調されています。また公共工事には入札契約適正化法が特別に定められ、発注者責任が盛り込まれた「指導マニュアル」も導入されています。これらの法律が現場において守られることが建設業の健全な発展に欠かせません。発注者は安全衛生問題も含めて法令順守と建退共の普及を現場の末端まで貫くべきです。

良質な工事のために 契約・発注方法の改善と地元業者の受注確保を

道路公団、防衛施設庁、福島県、宮崎県、和歌山県、国土交通省、名古屋市など、官製談合が相次いで摘発されました。高い落札率の問題が報道されていますが、多くの公共工事入札の場面で最低制限価格ぎりぎりに貼り付いた「くじ引き入札」も報道されています。私たちは談合もダンピング競争も建設業の健全な発展を阻害する問題だと考えています。入札制度の変更だけでなくコストが確保された適正な契約方法への改革、また、地域経済波及効果を狙った発注方法が導入されるべきです。

□ **ダンピング競争による経営悪化と作業環境悪化 品質にも波及しかねない問題**

東京都発注工事でも50%台の工事が相次いで発生しています。ダンピング競争の激化は地域建設業者の経営悪化をもたらします。当然そのことが現場の労賃や諸経費を圧迫し、工期の短縮が過度に迫られ、無理な工程設定が下請け業者や労働者に負担をもたらしています。一日あたりの作業量も増大して実質的な単価賃金引下げ、そして安全経費も削減されざるをえません。それらが積み重ねられれば品質劣化にもつながります。国土交通省が昨年12月に発表した緊急公共工品質確保対策では、彼ら自身が「落札率が低くなるほど工事成績評定が低くなる」と分析しています。

□ **発注の民主性と公平性を高め、地域内受注向上と良質な公共工事のために**

- ①コスト縮減政策の下、全体的に予定価格が低下しています。その適切性について検証する第三者を交えたチェック機関の設置を求めます。
- ②総価契約方式を見直し、下請け・専門工事業者の見積りに配慮した工事内訳書を添付させ、発注者の点検を受けることが必要です。少なくとも公共工事設計労務単価を最低基準とした労務費等の内訳を明示し、安全や法定福利に関わる経費は別枠計上・支給することが欠かせません。
- ③入札には最低制限価格の堅持を原則にし、制限額を引き上げ失格基準を設けることが大切です。仮に低入札価格調査制度を導入する場合は外部有識者も加えた厳密な審査体制を確保し、施工困難が予想される低額の入札は失格とすること、また審査内容は公表することを求めます。
- ④発注者は下請け間契約の掌握と指導強化を図り、直接現場に出向く回数も増やします。建設業法

に準拠した書面契約の徹底、支払いの円滑化と手形払いの是正（労務費は現金としサイトは短縮）、追加変更工事などは双方での協議と合意を前提とすること。また技術者の適切な配置を求めます。

- ⑤地元業者への優先発注と分離分割発注を促進し中小業者の受注機会を確保することで、地域雇用に役立っています。
- ⑥下請業者や資材も含め、地域内の調達と雇用の促進を重視します。
- ⑦これらの業務を円滑に進めるには自治体に専門の技術系職員を確保・育成し、設計・積算業務の外注化を是正することが必要です。

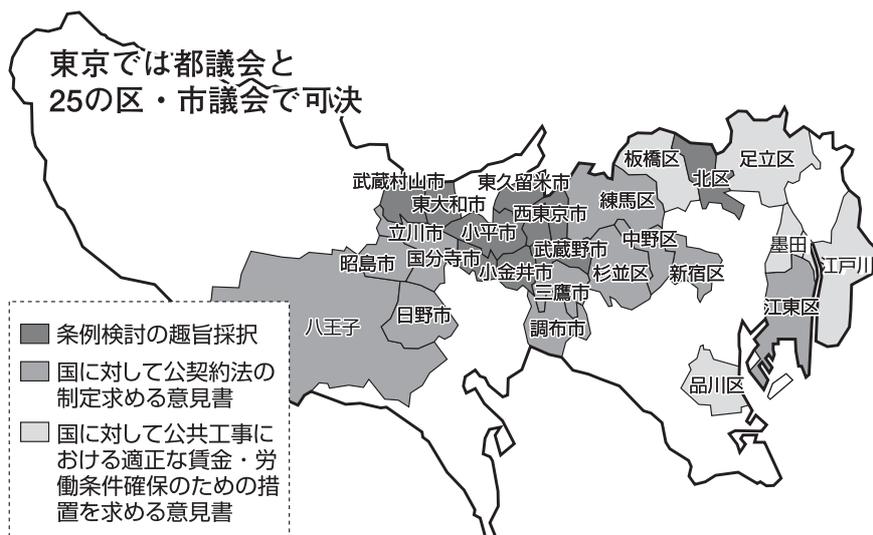
労働条件確保と地域建設業の振興めざして 公契約法・条例の制定を

良質な公共事業を確保し、行き過ぎた競争の是正、適正な工事執行を確保するためには公契約法・条例の制定が必要です。07年1月現在、23都府県議会を含む全国406余の地方議会において公契約法・条例の必要性を認めた意見書等が決議されています。

公契約条例にかんしては地域建設業界の方々の賛同も広がっています。練馬区、国分寺市、世田谷区では地域業界と労働組合、住民団体が共同で公契約条例制定めざすシンポジウムを開催しています（世田谷は2月27日の予定）。ほかの地域でも懇談会や合同学習会が開かれています。日野市では業界と労組、市役所も交えた三者での懇談の積み重ねにより、市発注工事の最低制限価格を従来の70%から80%に引き上げています。地域の知恵と力を合わせて、より良い建設産業を築いていく取組みが現実的な姿かたちに実を結んでいます。

皆様方との忌憚りの無い意見交換を期待しております。よろしくご検討お願いします。

東京の公契約条例（法）の請願や意見書採択の自治体（06年12月現在）



東京土建一般労働組合本部 渋谷区代々木2-18-4 Tel.03-3379-1423 Fax.03-3379-1435

地元支部連絡先（ ）支部 Tel. _____

〇〇区・市が発注および関与する公共工事において 適正な雇用と賃金・労働条件の確保をめざす条例（試案）

●東京土建のひな型案 07年2月

* こんご関係方面との意見交換を重ねながら補強・修正します

第1条（条例の目的）

〇〇区・市（以下、当該自治体）が発注、あるいは施設の企画や運営に関与する公共工事において、当該自治体が支払う費用が、その工事に従事するすべての労働者に公平・公正に配分され、適正な雇用と賃金・労働条件の確保がされるよう、この条例を定める。

第2条（条例の理念）

公共工事は住民生活と産業・交通などに必要な施設、および防災と環境保全に欠かせない構造物を造るために、公的な資金の投入、公的な意図を持ってなされる。その事業内容は、地域経済に貢献し、安全・安心なまちづくりに寄与する。さらには雇用の確保にも資するものである。

そして、公共工事の執行にあたっては公正労働の確保、公正契約の担保、現場環境の健全性が得られなければ、良好な品質の確保が覚束なくなる。とりわけ、建設工事においては複雑な下請け構造による施工体制により運営される場合が多く、発注者としての当該自治体には、元請・下請間および下請間の契約関係の適正な履行がされるよう、指導責任がある。よってこの条例はかかる理念に則り、発注者と受注者の責任を明確にするとともに、条例の目的を実現するために必要な事項を定める。

第3条（条例の適用範囲）

本条例が及ぶ範囲は、当該自治体が一定割合の資金を投入し企画・運用に関わる公共性のある土木・建築工事で、一定金額以上（予定価格 ●千万円以上）の工事とする。

参考◇ILO84号勧告（同94号条約の補完関係にある）

- 1 私的使用者が補助金を交付され又は公益事業を行うことを許可される場合において、公契約における労働条項の規定と実質的に同様な規定が適用されねばならない。

第4条（発注者の責任）

本条例の目的と理念の実現のために、発注者は、施工体制や技術者の適切な配置、労働条件の確保に関して積極的に関与すること。

参考◇公共工事入札契約適正化法

14条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条（受注者の責任）

本条例の目的と理念の実現に向けて、受注者（ここでは元請業者）は次の事項に努めなければならない。

- ①建設業法、入札契約適正化法、労働基準法、労働安全衛生法、建設雇用改善法およびその他建設業と労働に関する法令の遵守、②発注者からの指導に対する応諾と協力、③労使間および下請業者との円滑な協議、④下請に対する条例にもとづく指導と援助、⑤その他条例に沿った必要な事項。

第6条（労賃の決定と明示）

発注者と受注者は、当該工事において従事する労働者の賃金については以下の①もしくは②のいずれかを下回らないようにしなければならず、③の方法で明示すること。

- ①その地域において労使間の協約がある場合はその金額とする。
- ②①が無い場合は、地域の賃金実態調査、またはその地域の代表的な建設労働組合と建設業者団体の意見に基づき、首長が勘案して主要職種別に合理的に、1年に一度以上定めること。
- ③首長は定められた賃金額を「要綱」もしくは「入札契約者心得」等の書面にて明記すること。また、庁舎内の適当な場所および当該工事現場の事務所・休憩所等に掲示し、関係者に配布できるようにすること。

第7条（現場における良好な労働条件と作業環境の確保）

発注者と受注者は当該工事において、社会的・法的に要請されている労働諸条件の向上をはかり、効率的で安全な作業環境が確保されるように努めなければならない。

- ①法定労働時間を守ること、時間外労働に関しては36協定締結をはからなければならない、法定の割増賃金を支払うこと
- ②受注者および雇用主は、雇用関係の明確化のために雇用通知書等を交付すること
- ③労働安全衛生法・規則に定める事故防止の手立てを強化すること、必要な人員配置に努めること、労災事故は元請責任を貫き、労災隠しを根絶すること
- ④危険作業の拒否をした場合も不利益にならないようにすること
- ⑤休憩時間を適切かつ充分に設けること、このことの妨げになるような無理な工期設定をしないよう、充分に配慮すること
- ⑥充分な規模と設備を整えた休憩所を設けること
- ⑦これらに関する費用は発注者と受注者で対応することとし、下請業者や労働者からはいかなる名目でも徴収してはならない
- ⑧細目については別途規則を定め、徹底すること

第8条（労働者福祉の充実、退職金制度の普及）

発注者と受注者は当該工事において、円滑な雇用関係の改善のために次の事項を積極的に努めなければならない。

- ①受注者は当該工事に従事する者の健保、年金、雇用保険ほか法定福利制度の加入を促進すること
- ②建設業退職金共済制度の普及と証紙の完全貼付に努めること。
- ③建設雇用改善法に基づく諸制度の活用、必要な教育訓練・研修の実施など、円滑な現場運営に努めること

第9条（契約関係と支払い関係の適正化）

発注者と受注者は当該工事について、健全な施工体制の確保のため一括丸投げの禁止はもちろん、元請と下請間契約内容の把握に努め、建設業法および入札契約適正化法にそった改善の指導に努めなければならない。

- ①書面契約、見積もり等の双方協議、追加・変更工事の契約整備、指値の禁止、労賃等不払いの解決、労賃部分の手形払いの禁止、手形サイトの短縮など、下位取引業者が不利益をこうむらないようにすること。細目は別途規則で定める。
- ②受注者は技術者の確保をはかり適正に配置すること、作業員の技術技能の向上に努めること。

第10条（履行確保と報告・点検の方法）

(1) この条例の履行を確実なものとするために、受注者は次の事項について適時発注者に報告しなければならない。

- ①下請契約の状況（契約書の写し添付）
- ②工事に関わるすべての労働者名簿（雇用通知書の写し添付）

- ③労働者ごとに建退共手帳の所持と証紙貼付状況がわかる一覧表
 - ④手形払いの割合
 - ⑤ほか、規則で定めるもの
- (2) 発注者はこれら報告を滞りなく集約確認するとともに、適宜、現場において点検と指導を行うこと。
- (3) 公共性と社会性の確保の観点から、市民団体、建設労組などの第三者による現場または営業所等への調査を認め、その便宜をはかること。

第11条（紛争の処理および通報）

当該工事に関わる労働者の生活と、下請および資材納入等業者の経営保護のため、発注者と受注者は契約と支払いの紛争等の解決に、次の事項について努めなければならない。

- ①受注者は労賃・代金の不払いや契約上のトラブルの防止に努め、発生した場合には建設業法に基づき元請責任による救済をすること。
- ②労賃の不払いが発覚した場合には、発注者からの支払いがされていない段階においては、発注者は支払いを留保し、未払い労賃相当に充てることが出来る。
- ③元請が倒産など経営破たんし工事執行が困難に至った場合、発注者からの支払いがされていない段階においては、発注者は下請保護の立場から、元請管財人等への支払い留保が出来る。
- ④発注者は労働者や下請および資材納入等業者からの告発や訴えに関する専門の窓口を設け、関係者間の利害の調整、必要な指導と助言を行うこと。また、公益通報者保護制度の見地から、通報者の保護に努めること。

第12条（条例の周知）

発注者は本条例ならびに関連する要綱・規則を入札説明会および契約時などあらゆる機会を利用して受注者に説明をし、周知徹底をしなければならない。

さらに、下請業者に対しても文書配布に努めること、現場には誰もが容易に見られるような形で掲示することなど、関係者への周知にも努めること。

第13条（業者選定の改善）

これらの目的と理念および各条項の実施を一層確実なものとするために、適切な受注業者を選定することが求められる。次に掲げることにより留意して制度改善に努める。細目は別に定めることとする。

- ①最低制限価格制度を堅持し、引き上げもはかること。
- ②低入札価格調査制度の客観性と透明性の担保、失格条項の設定。必要に応じて第三者の専門的意見を取り入れること。
- ③地元業者の受注確保、下請業者および資材業者の地域内調達を促進すること。
- ④簡易型の総合評価型入札方式を基本に、社会的評価項目を設定し、地域社会に貢献する優良な業者に受注機会の優遇措置を取ること。評価項目は、防災活動参加、地域貢献、公正労働と直接雇用の促進、労働者福祉の促進、女性および障害者雇用、技術技能訓練・資格取得支援の制度、環境配慮、ほかとする。

第14条（附則） 略